

非自発的失業者の国民健康保険料等軽減について

会社の倒産や解雇などの非自発的理由で失業した方については、保険料及び高額療養費等の所得区分判定の際、前年の給与所得を30%として算定します。

雇用保険受給資格者証				(第1面)	
1. 見本		2. 氏名	3. 番号		
4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額	15. 給付制限		
16. 求職申込年月日		17. 認定日	18. 受給期間満了年月日		
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			
0 0 0 0					

●対象となる方

65歳未満で離職し、雇用保険の特定受給資格者もしくは特定理由離職者として失業等給付を受ける方です。ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」で対象となるかを確認できます。

次の①・②両方に該当される方は必要書類を持参のうえ、申請してください。

- ① 『5.離職時年齢』が65歳未満
- ② 『12.離職理由』が下記の離職理由コード

雇用保険受給資格者証の離職理由コード

特定受給資格者

- 1 1. 解雇
- 1 2. 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 2 1. 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 2 2. 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 3 1. 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 3 2. 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

特定理由離職者

- 2 3. 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
- 3 3. 正当な理由のある自己都合退職
- 3 4. 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

●対象となる期間

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで

●申請に必要な書類

- ①ハローワークで発行される、雇用保険受給資格者証(原本)または雇用保険受給資格通知(原本)
(仮)のものでは受付できませんのでご了承ください。
- ②マイナ保険証または国民健康保険資格確認書
- ③非自発的失業者のマイナンバー(個人番号)が分かるもの
(例)マイナンバー(個人番号)カード、通知カードなど

※マイナンバーによるハローワークとの情報連携について

平成29年11月13日から地方公共団体・医療保険者等とのマイナンバーによる情報連携の本格運用が開始されましたが、マイナンバーによる情報連携は、連携対象となる情報を提供者が登録した後、一定の期間を要するとされています。

そのため、マイナンバーによる情報連携が即日できない場合や相当の日数を要する場合があります、事務処理に重大な遅延が生じるなどの問題が想定されます。そのため、流山市の非自発的失業者の国民健康保険料等軽減届出に关しましては、情報連携の本格運用開始後もこの問題が解消されるまでの間は、引き続き雇用保険受給資格者証を持参していただきますようお願いいたします。

※情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで市民の皆様が行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

※令和4年10月より雇用保険受給資格証に代えて、「雇用保険受給資格通知」でも申請可能となりました。